

下呂市告示第 224 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この処分は数人共同施行土地改良事業（尾崎田地区）に係る換地処分
の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

令和 6 年 12 月 20 日

下呂市長 山内 登

変 更 理 由 書

平成 27 年 2 月 27 日付け農務第 635-1 号で認可された数人共同施行土地改良事業（尾崎田地区）の施行により、字区域の変更を必要としたため。